

議案第 1 2 9 号

松阪市地域集会所条例の一部改正について

松阪市地域集会所条例（平成 17 年松阪市条例第 30 号）の一部を次のように改正する。

令和 4 年 11 月 21 日 提出

松阪市長 竹 上 真 人

松阪市地域集会所条例の一部を改正する条例

松阪市地域集会所条例（平成 17 年松阪市条例第 30 号）の一部を次のように改正する。

別表中新田集会所、作滝集会所及び片栗子集会所の項を削る。

附 則

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。